

# エネルギー・食品価格等の物価高騰における 令和6年度非課税世帯(1世帯3万円・こども加算)給付および定額減税不足給付事業

## 1) 令和6年度非課税世帯(1世帯3万円・こども加算)給付

国の総合経済対策における物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい「令和6年度 住民税非課税世帯」に対し、1世帯につき、1回に限り3万円を支給します。

また、上記の対象世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯主に対し、児童1人あたり2万円を支給します。

### ■ 給付要件

基準日(令和6年12月13日)において、

- ・利島村に住民登録があり、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯(全員)
  - ・上記世帯に扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童
- ※原則、基準日時点で支援給付対象と同一世帯の児童

※本給付は「物価高騰対策給付に係わる差押禁止等に関する法律施行規則」により、差押禁止となります。  
また、本給付には課税はされません。

### ■ 手続き

対象世帯には2月中旬までに「確認書」を郵送します。同封している記載例をご確認頂き、

**令和7年2月28日(金)**までに 利島村役場 総務課 まで提出してください。

※期限までに提出が無い場合は、受給を辞退したものとみなします。

※確認書が届かず対象と見込まれる方は令和7年2月21日(金)までに 利島村役場 総務課までお問合せください。

## 2) 定額減税不足給付

令和6年度所得税が確定する令和7年6月～7月頃に対象者の方へ通知する見込です。